



2024年11月号

## 『改正食品関連法規解説 2024』

# 改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ（24）

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は前月に続き、令和6年（2024年）7月12日から令和6年8月23日の期間に公布・改正された主な食品関連法規を解説（一部抜粋・省略・加工）します。

**197. 「生産情報公表養殖魚」の日本農林規格の一部を改正する件が告示。また、生産行程管理者の認証の技術的基準等に関する改正、生産情報公表養殖魚についての小分け業者等の認証の技術的基準に関する改正、生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法に関する改正も告示（令和6年7月12日）**

### 【主な改正の内容】

- 1) 日本農林規格（JAS）の国際規格化を図るため、国際規格に沿った形式に改められた。
- 2) JAS を利用する生産者に分かりやすい規格とするため、生産情報の公表方法や連絡先の表示方法について例示を追加する等の改正が行われた。

### （改正後の日本農林規格からの一部抜粋）

<生産情報公表養殖魚（Cultivated fish with production details）>

#### ●生産情報公表養殖魚の日本農林規格の一部改正

#### 4 生産の方法

生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号ごとに正確に記録するとともに、その

記録を保存し、事実を即して公表 1)していることとする。

注) 公表する方法の例として、電話で回答する方法、ファクシミリで送信する方法若しくはホームページに掲載する方法又はこれらを組み合わせた方法が考えられるが、これらに限らない

・・・・・・以下、省略・・・・・・

## ●生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部改正

### 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定に基づき行う生産情報公表養殖魚についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0416 生産情報公表養殖魚

### 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 0416 による。

・・・・・・以下、省略・・・・・・

## ●生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認証の技術的基準の一部改正

### 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う生産情報公表養殖魚についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0416 生産情報公表養殖魚

### 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 0416 による。

・・・・・・以下、省略・・・・・・

## ●生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法の一部改正

### 1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行

う生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0416 生産情報公表養殖魚

## 3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0416 による。

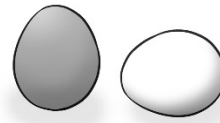
．．．．．以下、省略．．．．．

【施行日】 令和 6 年 8 月 11 日

## 198. 「鶏卵の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件」が告示され、「鶏卵の表示に関する公正競争規約」が改正（令和 6 年 7 月 16 日）

### 【主な改正の内容】

- 1) 食品表示基準との整合性を図るための改正として、容器包装への表示が困難な場合の表示の方式に関する規定と栄養成分表示の根拠資料に関する規定の追加等。
- 2) 語句の整理として、「明りょう」→「明瞭」等



©mizuhoh.デザインオフィス

### （改正後の公正競争規約および施行規則からの一部抜粋）

#### （目的）

第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）**第 36 条第 1 項**の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。．．．．．

#### （定義）

第 2 条 この規約において「鶏卵」とは、国内において生産された殻付鶏卵であって、一般消費者向けに生食用として販売されるものをいう。．．．．．

#### （必要表示事項）

第 3 条 事業者は、施行規則に定めるところにより、鶏卵の容器包装に、次に掲げる事項を、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、第 4 号及び第 8 号に掲げる事項については、施行規則で定める鶏卵に限る。．．．．．

2 容器包装の形状等により当該容器包装に直接表示することが困難な場合は、次に掲げる箇所のいずれかへの表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。

(1) 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあっては、当該容

器包装に内封されている表示書。ただし、賞味期限にあつては、表示書に代えて卵の殻に直接印字することにより表示しても差し支えない。

(2) 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあつては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等。

3 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

．．．．．以下、省略．．．．．

#### **(特定事項の表示基準)**

第4条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 栄養強化卵である旨表示する場合

栄養強化卵である旨表示する場合には、栄養強化卵の基準を満たす栄養成分が明瞭となるように、増減又は付加された栄養成分名及び可食部分 100 グラム当たりの分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分量と対比して表示しなければならない。なお、通常の鶏卵に含まれない栄養成分については、当該栄養成分の可食部分 100 グラム当たりの含有量の単位を明記して記載するとともに、通常の鶏卵に含まれない栄養成分である旨を併記すること。

(2) 鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合

鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合には、当該対策を具体的に表示しなければならない。なお、他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下第6条第10号及び第11号において同じ。）において通常行われている安全・衛生対策について、特別な対策であるかのような表示を行ってはならない。

2 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。

(1) 栄養成分等に関する事項

(2) 鶏卵の栄養成分に関する量の多寡に関する事項

．．．．．以下、省略．．．．．

**【施行日】 令和6年7月16日**

## **199. 「トマト加工品」及び「パン粉」の日本農林規格が改正（告示:令和6年8月15日）**

### **【主な改正の内容】**

JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）に従い規格の様式が改正。

### **（改正後の日本農林規格からの一部抜粋）**

<トマト加工品（Processed tomato products）>



4

©m i z u h o.デザインオフィス

## 4 品質

### 4.1 トマトジュース

トマトジュースの品質は、表 1 の品質基準に適合していなければならない。

表 1—トマトジュースの品質基準

区分	基準
性状	<p>次による。</p> <p>a) 香味及び色沢が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。</p> <p>b) 粒子が細かく、その分布が均一であり、かつ、粘ちよう性が適度であること。</p> <p>c) きょう雑物がほとんどないこと。</p>
無塩可溶性固形分	<p>5.2 及び 5.3 によって試験したとき、4.5 %以上であること。</p>
原材料	<p>次のもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>a) トマト [使用するトマトのリコピン (リコペンともいう。) 量は、有機溶媒で抽出した後吸光光度法によって測定したとき、<math>7 \times 10 \text{ mg/kg}</math> 以上であること。]</p> <p>b) 濃縮トマト (使用する濃縮トマトのリコピン量は、有機溶媒で抽出した後吸光光度法によって測定したとき、無塩可溶性固形分 4.5 % に換算して <math>7 \times 10 \text{ mg/kg}</math> 以上であること。)</p> <p>c) 食塩</p>
添加物	<p>使用していないこと。</p>
内容量	<p>表示量に適合していること。</p>

・・・・・・以下、省略・・・・・・

### <パン粉 (Bread crumbs) >

#### 5 表示 (業務用の製品に限る。)

##### 5.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) の規定によって表示されなければならないとされている事項を除く。

- a) 名称      b) 保存の方法      c) 消費期限又は賞味期限      d) 原材料名      e) 添加物      f) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所      g) 原産国名      h)・i) (略)

注記) その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならない。

##### 5.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) (略)

- b) 水分 水分の表示は、“(28±2) %”等とパーセントの単位で、単位を明記して記載しなければならない。た

だし、この場合において上限値と下限値の差は4%以内でなければならない。

c)・d) (略)

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

### 5.3 表示の方式等

表示の方式等については、次に定めるところによって、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状に表示して  
いなければならない。

a)・b) (略)

c) 表示に用いる文字は、JIS Z 8305 に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字としなければならない。  
ただし、表示可能面積がおおむね150 cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、JIS Z 8305 に規定する5.5ポイントの活  
字以上の大きさの文字としてよい。

d) 図1は、縦書としてよい。

e) 図1の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略してよい。

f) その他法令によって表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、図1の枠内に表示してよ  
い。

g) 表示しない項目にあつては、図1のその項目を省略する。

注記 その他の表示の方式等については、食品表示基準の規定に従わなければならない。

・・・・・・以下、省略・・・・・・

**【施行日】 令和6年9月14日**

## 200. 「醸造酢」及び「ジャム類」の日本農林規格が改正（告示:令和6年8月19日）

### 【主な改正の内容】

JASの国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）  
に従い規格の様式が改正。

### （改正後の日本農林規格からの一部抜粋）

<醸造酢（Brewed vinegar）>

#### 4 品質

醸造酢の品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表 1—醸造酢の品質基準

区分	基準
性状	固有の色沢を有し、香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。
酸度	6.2 によって試験したとき、4.0%（穀物酢にあつては4.2%、果実酢にあつては4.5%）以上であること。ただし、業務用の製品にあつては、それぞれの数値以上、かつ、表示酸度に適合していること。
無塩可溶性固形分 （原材料として1種類 の穀類、果実、野菜、 その他の農産物又は蜂蜜 のみを使用した製品及び 米黒酢並びに業務用の製品 であつて砂糖類、ア	6.3 によって試験したとき、次による。 a) 穀物酢 1.3%以上8.0%以下（米酢にあつては、1.5%以上8.0%以下。ただし、砂糖類、アミノ酸液及び添加物を使用していない米酢にあつては、1.5%以上9.8%以下）であること。 b) 果実酢 1.2%以上5.0%以下（りんご酢にあつては、1.5%以上5.0%
ミノ酸液及び添加物 を使用していないものを 除く。）	以下）であること。 c) 穀物酢及び果実酢以外の醸造酢 1.2%以上4.0%以下であること。 d) 希釈して使用されるもの 穀物酢にあつては酸度を4.2%に調製したとき a)に規定する数値、果実酢にあつては酸度を4.5%に調製したとき b)に規定する数値、穀物酢及び果実酢以外の醸造酢にあつては酸度を4.0%に調製したとき c)に規定する数値であること。
全窒素分（米黒酢に限る。）	6.4 によって試験したとき、0.12%以上であること。
着色度（米黒酢に限る。）	6.5 によって試験したとき、0.30以上であること。
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) 穀類、果実、野菜、その他の農産物及び蜂蜜 b) アルコール（でん粉、砂糖類等炭水化物をアルコール発酵させて得た液を蒸留して製造したものに限る。） c) 砂糖類、食塩及びアミノ酸液
添加物	次による。ただし、米黒酢にあつては使用していないこと。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法</u></li> <li>2) <u>冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法</u></li> <li>3) <u>店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法</u></li> <li>4) <u>製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法</u></li> </ol>
<u>内容量</u>	表示量に適合していること。

・・・・・・以下、省略・・・・・・

【施行日】 令和6年9月18日

## 201. 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布（令和6年8月23日）

機能性表示食品及び特定保健用食品に係る健康被害情報の提供の義務化としたこと

### 【主な背景】

営業者は、食品衛生法第51条第2項に基づき、施行規則第66条の2の規定により定められた基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。その上で、今般の「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（令和6年5月31日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合とりまとめ）を踏まえ、機能性表示食品及び特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品をいう。以下同じ。）に係る健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、食品衛生法施行規則について所要の改正を行った。

### 【主な改正の内容】

#### 第1 改正の概要

1 機能性表示食品及び特定保健用食品に係る健康被害情報の提供義務化（改正省令による改正後の別表第17第9号八）

営業者は、食品衛生法（以下「法」）第51条第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い、「衛生管理計画」を作成し、これを遵守しなければならない。

その基準を定めた食品衛生法施行規則（以下「施行規則」）別表第17第9号では、食品全般について、営業者は、健康被害（**医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。**以下同じ。）及び法に違反する情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長をいう。以下同じ。）に提供しよう努めること。

今般、機能性表示食品及び特定保健用食品（以下「機能性表示食品等」）による健康被害に関する情報提供をより実効的にするため、施行規則別表第17の衛生管理計画の基準として、食品全般の情報提供の努力義務は維持した上で、営業者のうち、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者（「届出者等」）は、機能性表示食品等に係る健康被害の情報を収集するとともに、これらの食品に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合は、速やかに当該情報を都道府県知事等に提供することを定める。



2 衛生管理計画を必要に応じて作成することとされている者に係る健康被害情報の提供義務化（改正省令による改正後の第 66 条の 2 第 5 項）

営業者のうち、食品衛生法施行規則第 66 条の 2 第 4 項各号に掲げる営業者については、衛生管理計画を「必要に応じて」作成することとされているところ、今般の改正では、これらの者を含む、すべての届出者等について、施行規則別表第 17 第 9 号八（健康被害に関する情報収集と情報提供の義務）に係る衛生管理計画を作成し、これを遵守することを義務付ける。

### 3 その他改正事項

#### (1) 改正省令による改正後の別表第 17 第 9 号ロ

改正省令による改正前の施行規則別表第 17 第 9 号ロでは、食品全般について、営業者は、消費者が情報提供者である場合に限って、健康被害及び法に違反する情報を得た場合には、これらの情報を都道府県知事等に提供しよう努めることとされているところ、今般の改正では、食品全般に係る健康被害の発生等に関する情報を広く収集する観点から、消費者以外の者が情報提供者である場合についても、これらの情報を都道府県知事等に提供しよう努めることとした。

#### (2) 改正省令による改正後の別表第 17 第 9 号二

改正省令による改正前の施行規則別表第 17 第 9 号八では、食品全般について、営業者は、消費者及び製品を取り扱う者が情報提供者である場合に限って、異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供しよう努めることとされているところ、今般の改正では、食品全般に係る健康被害につながるおそれが否定できない情報を広く収集する観点から、消費者及び製品を取り扱う者以外の者が情報提供者である場合についても、当該情報を都道府県知事等に提供しよう努めることとした。

## 第 2 施行期日等について

1 施行日は令和 6 年 9 月 1 日から。

### 2 経過措置

改正省令による改正後の食品衛生法施行規則別表第 17 第 9 号八の規定は、同号八の営業者がこの省令の施行の日前に機能性表示食品等（これらの食品が食品衛生法第 8 条第 1 項に規定する指定成分等含有食品である場合を除く。）に係る健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合については、適用しない。

### 第 3 運用上の留意事項等について

機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供は、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 3 号）に基づき行う。ただし、機能性表示食品等であって、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等を含む食品（「指定成分等含有食品」）にも該当する食品による健康被害の情報の届出に関しては、「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 5 号・消食基第 190 号）に基づき行うこと。

**【施行日】 令和 6 年 9 月 1 日**

## 202. 「食品表示基準」が改正（公布:令和6年8月23日）

紅麹関連製品に係る健康被害事案を踏まえ、機能性表示食品制度の信頼性を高める観点から、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が公布、「食品表示基準」が改正された。同日付で「食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の5の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示」が制定された。

### 【主な改正の内容】

#### 1 届出内容の明確化

機能性表示食品の届出に必要な次の①～⑥の事項は、その具体的内容が「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年消食表第141号）に示されていたが、食品表示基準において規定するものとし、別表第26において具体的な届出内容が明確化された。

①表示の内容 ②食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報 ③安全性及び機能性の根拠に関する情報 ④生産・製造及び品質の管理に関する情報 ⑤健康被害の情報収集体制 ⑥その他の必要な事項

#### 2 届出後の遵守事項

機能性表示食品における届出後の遵守事項として、別表第27において次の事項が定められた。

##### (1) 安全性及び機能性の根拠に関する事項

届出後に新たな科学的知見が得られた場合は、遅滞なく消費者庁長官に報告すること

##### (2) 生産・製造及び品質の管理に関する事項

- ・届出者の遵守事項として、錠剤、カプセル剤等食品についてはGMPに適合していること
- ・機能性関与成分を含有する原材料の規格書等を適切に保管していること
- ・食品衛生法に基づく食品の基準及び規格等に適合することを確認していること 等

##### (3) 健康被害の情報の収集及び提供に関する事項

医師の診断による健康被害情報を収集するとともに、行政機関に速やかに提供すること 等

##### (4) 遵守の状況等の自己点検及び評価並びにその結果の報告に係る事項

届出者は(1)から(3)の事項に係る遵守状況等の自己点検及び評価を行い、その結果を1年ごとに消費者庁長官に報告すること

#### 3 表示方法等の見直し

(1)「機能性表示食品である旨」は容器包装の主要面上部に「機能性表示食品」の文字を枠で囲んで表示すること

(2)「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」は、特定保健用食品と異なることを明確に表示すること

(3)「摂取する上での注意事項」は医薬品等との相互作用や過剰摂取防止の為の注意喚起を具体的に表示すること

(4)「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」は医薬品とは異なることを明確に表示すること 等

【施行日】令和6年9月1日（ただし、上記の1（⑤を除く。）、2の(2)の一部及び(4)に関する規定については、令和7年4月1日）

**【経過措置】**

2の(2)のGMPへの適合、及び3に関する規定については、令和8年8月31日までは従前の例によることができる。

**(参考資料を次ページに添付)**

つづく

参考文献：消費者庁、農林水産省、厚生労働省、中央法規（株）

イラスト：mizuh o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）

公布日	主な改正事項	概要	施行日・経過措置	新旧対照条文
令和6年 8月23日	● 機能性表示食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応（令和6年5月31日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合取りまとめ）を踏まえ、以下を改正。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 届出者の遵守事項として、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報を得た場合には、速やかに都道府県知事等に提供するとともに、消費者庁長官に提供すること等を規定。</li> <li>② 届出日以降の科学的知見の充実により機能性関与成分について特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないと消費者庁長官が認めた食品は、機能性表示食品の要件を満たさないことを規定。</li> <li>③ 届出者の遵守事項として、錠剤、カプセル剤等食品についてはGMPに基づく製造管理を規定。</li> <li>④ 「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」、また、摂取する上での注意事項として、医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載する等、表示の方法や表示位置などの方式等を見直し。</li> <li>⑤ 届出者の遵守事項として、届出者は、遵守事項を遵守していることを届出後一年ごとに自己評価し、その結果を毎年消費者庁長官に報告することを規定。</li> <li>⑥ ア) 当該食品に関する表示の内容、イ) 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、ウ) 安全性及び機能性の根拠に関する情報、エ) 生産・製造及び品質の管理に関する情報、オ) 健康被害の情報収集体制及び カ) その他必要な事項について、届け出られるべき情報として具体的に規定するほか、様式等については内閣府告示で定めることを規定。</li> <li>⑦ 届出実績がない新規の機能性関与成分について、届出資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合には、販売前の届出資料の提出期限について、原則 60 営業日を特例として 120 営業日とすることを規定。</li> </ul> </li> </ul>	<p>①・②、⑥の才 令和6年9月1日施行</p> <p>③・④ 令和6年9月1日施行 経過措置： 令和8年8月31日まで</p> <p>⑤～⑦（⑥の才を除く） 令和7年4月1日施行</p>	<p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240823_11.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_240823_11.pdf</a></p>